

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 外商投資企業の支店開設とその運営

2006年の会社法改正を契機として、外商投資企業が支店を開設する場合の手續に変化が生じ、支店開設の根拠法規及び手續に一応の整理がなされました。しかしながら、支店の活動には現行制度上なおいくつかの制約があり、この制約により支店開設のメリットが減殺されるケースもあります。支店の開設・運営は、現在なお注目に値するトピックであり、実際のお問い合わせも多い事柄です。今回は、外商投資企業の支店に関わる基本的な法規の状況及び留意点を俯瞰します。

Q: 改正会社法が施行された後、外商投資企業は、登記をしないで支店を開設・運営することができると聞きました。これは、どのようなことなのでしょう？

A: 全ての支店の開設に登記が不要なわけではありません。支店をその活動範囲で分類すると、経営活動に従事する支店(分支機構、分公司と呼ばれてきたもの。以下「経営性支店」といいます。)と 経営活動に従事しない支店(弁事機構、弁事処と呼ばれてきたもの。以下「連絡事務所」といいます。)に分けることができますが、開設にあたり必ずしも登記を要しないのは、後者の連絡事務所のみです。支店において商品の販売やアフターサービス等の経営活動を行うのであれば、経営性支店として、登記を経て開設・運営する必要があります。もっとも、登記を経て開設した経営性支店にも、その運営には、現行制度上処理が困難となる問題がいくつかあることに留意が必要です。

1 法的経緯と現行法の基本的態度

外商投資企業の支店の開設については、その根拠法規や外商投資企業の支店の呼称が法律上明確に整理されないまま運用され、連絡事務所の開設には、「企業法人登記管理条例」に従い工商行政管理局において登記をするのが実務上の一般的な扱いでした。

しかし 2006年の会社法の改正に伴い外商投資企業の登記規範の整理が行われ、現在、次の点が明確にされるに至りました。

外商投資企業の基本的な登記規範を、会社法及び会社法の下位規範である「会社登記管理条例」とする(その結果、連絡事務所の設置に登記を必要としてきた「企業法人登記管理条例」が外商投資企業に適用されないこととなった。)

連絡事務所を開設するのであれば登記は必ずしも必要ない(*)が、工商行政管理局は、連絡事務所の活動が経営活動に至っていないかどうか重点的に調査する。

(*) 登記をしないで連絡事務所(弁事機構)を開設することも法的に許容されるほか、登記を経て連絡事務所を開設することも、解釈上不可能ではないと解されます。

経営性支店を開設するのであれば、登記(経営性支店所在地の登記機関における登記及び本店たる外商投資企業の登記機関への届出)が必要であること(*)。

(*) 外商投資商業企業による小売店舗等、法的には支店であっても、特別法により、その開設に登記のみならず審査認可機関の認可が要求されているものもあります。なお、外商投資商業企業が「小売に従事しない支店」を開設する場合にも認可を要するかについては、商務部門と工商部門の見解が必ずしも一致しないケースがあるようです。

2 連絡事務所とすべきか経営性支店とすべきか

連絡事務所は、登記を経ないで開設することができるという点が魅力であるようにも映りますが、実務上の利用価値の観点からは一考を要します。というのは、連絡事務所は「経営活動」に該当しない行為しか行うことができないところ、何が「経営活動」に該当するかは明確な規範がなく（*）、結局、本店たる外商投資企業との間の、対価性のない連絡業務程度しか適法になしえないのではないかと思われ、連絡事務所を設置する必要性や実効性は限定的となると思われるためです。

また、連絡事務所がその開設を証する登記証がないまま、その活動スペースの賃貸借契約を締結し、従業員の社会保険登記等を処理することに、実務上支障が生じないのかどうかも一応の懸念要素となります。本店たる外商投資企業の営業許可証等を提出すれば、交渉次第で処理可能なケースも実務上はありうると思うものの、実務上の処理が規範化されておらず手続処理に困難が生ずることが予想されます。

（*）国家工商行政管理局が発布した規範性文書では、生産型会社の連絡事務所による製品の選別、加工、製造、販売及びこれらに係る調達、営業、倉庫保管、配送、据付、試運転、メンテナンス、非生産型会社の連絡事務所によるサービス受注、関連サービスの提供等の活動を経営活動と判断する旨が示されています。これらの活動は「経営活動」の例示であり、実際にはこのほかにも、対価の收受、連絡事務所の従業員数やスペースといった要素も考慮されるものと思われませんが、いずれにせよ、かなり広範に「経営活動」に該当してしまう可能性を含んでいると解されます。

3 経営性支店に関する現行制度上の留意点

一方、経営性支店の設置は登記を要するものの、経営性支店の営業許可証には本店たる外商投資企業の経営範囲を超えない範囲で経営性支店独自の経営範囲が記載され、経営性支店は当該経営範囲の範囲内で適法に経営活動を行うことが可能です。本店との所得合算等を適正に行うため経営性支店は独自に帳簿を備える必要があり、税務登記も行い、増値税や営業税については経営性支店そのものが納税主体となります（企業所得税については、経営性支店の経営活動によって得た所得は本店の所得に合算されて本店が納税するのが原則です。）。

ただし、現行制度上、支店が独自に行うことができない行為もあります。外貨經常口座の開設と支店名義での通関等です。具体的には、国外との取引等により外貨で対価支払を受けるとしても、経営性支店名義の外貨經常口座を開設することができないため、経営性支店の銀行口座への入金ができない（本店の外貨經常口座に入金するほかないものの、本店の収入との区別をどのように行うか）という問題が生じますし、商品の輸入等をして、経営性支店名義で通関をすることができないため、本店名義で、本店の社印を使って通関（本店にとって異地通関）をするほかないこととなります。さらに上記に関連して、経営性支店に帰属する経営活動であり、輸入貨物も実質的には当初から当該支店が管理保管しているにもかかわらず、当該支店が本店と異なる行政区にある場合には、本店と支店間の貨物の移動として、いわゆるみなし増値税課税取引に該当するとして、一旦は会社に増値税の負担が生ずるということもありえます。

上記問題は、経営性支店の経営範囲が中国国内での活動にとどまり外貨での対価受領や通関が不要なのであれば基本的に考慮不要といえますが、国外との取引がありうる場合には経営性支店の使い勝手を減殺する要素として、そもそも経営性支店というステータスで設置するか否か自体の再検討を要するほどに重要な要素となるケースもあります。

最も望まれる解決方法は経営性支店名義での外貨經常口座開設及び通関が制度上可能となることですが、そのような制度変更がなされない現状では、経営性支店というステータスでなく、結局、外商投資企業の子会社等、独自の法人格を有する主体として設立するほかないという選択も考えられます。上記の経営性支店の外貨での対価受領や通関に関する問題は、統一的で完全な解決策が見出せないのが現状です。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 中島 あずさ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

2008年中国のGDP成長率 10.8% 世銀予測:世界銀行は9日、2008年の世界経済の見通しを発表。中国の今後2年間のGDP成長率は10%を超えると、2008年のGDP成長率は10.8%と予測した。米国のサブプライムローン問題や世界的な原油価格の高騰等、世界経済の減速が懸念される中、報告では、発展途上国、特に中国の経済成長が先進国の景気減速を吸収するものと分析している。

中国 2007年の貿易総額 2兆米ドルを突破:税関総署は11日、2007年の貿易総額が前年比23.5%増の2兆1,738億米ドルと、初めて2兆米ドルを突破したことを発表した。内訳は輸出が同25.7%増の1兆2,180億米ドル、輸入が同20.8%増の9,558億米ドルで、貿易黒字は2,622億米ドル。政府による輸出抑制、輸入奨励の政策効果が徐々に現れ始め、2007年下期以降、貿易黒字の増加幅が縮小したと指摘している。また、一連の加工貿易の規制政策により一般貿易が増加、加工貿易の伸びが鈍化し、貿易総額に占める一般貿易の割合が44.5%と加工貿易の45.4%に近づき、貿易形態の構成にも変化が現れたとしている。

【貿易・投資】

国務院 6月1日よりレジ袋を有料化:国務院は8日、「レジ袋の生産・販売・使用の制限に関する通知」(国弁発〔2007〕72号)を公布。「白い汚染」の主たる汚染源となっているレジ袋を削減し、資源節約や環境保護を図るのが目的。厚さ0.025ミリに満たない超薄型のレジ袋の生産・販売・利用の禁止や2008年6月1日より小売店舗でのレジ袋の無料提供の禁止、レジ袋の生産・使用の監督体制の整備、回収利用水準の引き上げ等の内容が盛り込まれている。

多国籍企業 環境法規違反が続発:国家環境保護総局は9日、04年-07年間に環境法規違反行為のあった多国籍企業130社に対して再検査を行った結果を発表。前回の指摘点については全社が是正措置を講じたが、今回は別の環境問題での違反で3社の名前が公表された。多国籍企業の環境法規違反が続発する一つの理由は罰則が軽いとの見方があり、当局は罰則強化のため関連法規を整理しているという。

【金融・為替】

人民元高を招く4つの要因:昨年末以来の人民元高の加速について、国際決済銀行会議に出席した中国人民銀行(中央銀行)の周小川総裁は7日、最近の人民元動向は中国の経済実態を反映しているとし、国際原油価格の高騰、国内インフレ、貿易黒字、国内の一部金融機関による大規模な外貨売りが人民元の上昇要因となっているとの認識を示した。

中国銀行「2008年の人民元上昇率は8-10%」:中国銀行は10日発表した中国経済・金融の見通しに関するレポートで、2008年の人民元対米ドル相場の動向は8-10%の幅で上昇し、年末には人民元対米ドルの基準値は6.7元に達するが、下期は輸出鈍化が見込まれ、上期に比べ上昇率は縮小するとの予測を示した。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
					Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2008.01.07	7.2665	7.2630~7.2720	7.2690	-0.0040	6.6551	0.0042	0.9321	-0.0007	10.6813	-0.0108	2.7500	5660.04	33.6200
2008.01.08	7.2724	7.2640~7.2789	7.2643	-0.0047	6.6300	-0.0251	0.9310	-0.0011	10.6883	0.0070	2.1000	5653.26	-6.7800
2008.01.09	7.2660	7.2614~7.2673	7.2620	-0.0023	6.6281	-0.0019	0.9304	-0.0006	10.6860	-0.0023	2.4410	5704.92	51.6600
2008.01.10	7.2735	7.2675~7.2735	7.2719	0.0099	6.6202	-0.0079	0.9314	0.0010	10.6683	-0.0177	2.4500	5726.90	21.9800
2008.01.11	7.2640	7.2600~7.2666	7.2620	-0.0099	6.6566	0.0364	0.9305	-0.0009	10.7296	0.0613	2.0200	5756.64	29.7400

RMB レビュー&アウトック

今週の人民元は、先週末比小幅高となる7.2665でオープンするも、同日夜間に米ドルが下落したこともあり上値を追う動きにはならず、7.2600手前の水準で保ち合い推移となった。その後は国内の根強い人民元需要に7.2600まで上昇し制度変更後の最高値を更新したものの、同水準では高値警戒感も熾り、結局7.2620で越過となった。今週発表となった12月の貿易黒字は226.9億米ドルと前月比縮小し、またマネーサプライ(M2)伸び率も前年比+16.7%と7ヶ月ぶりに17%を下回る水準になるなど、中国政府による一連の政策効果が現れ始めたといえる内容となった。来週は消費者物価指数をはじめ重要経済指標が発表となる。インフレ懸念については今週も首相発言があるなど中国当局の最大の関心事となっており、同指標発表前後の当局動向には注意が必要だろう。今週は小幅な値動きとなった為替相場だが、米ドルの対主要通貨での下落が続けば人民元は一段の高値更新となる可能性が高いだろう。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。